

令和4年分確定申告をされた方へ



申告所得税
及び復興特別所得税

納期限

振替日
(振替納税をご利用の方)

令和5年
3月15日 水

令和5年
4月24日 月

消費税及び
地方消費税
(個人事業者)

令和5年
3月31日 金

令和5年
4月27日 木

振替納税をご利用でない方

申告書の提出後に、納付書の送付やお知らせ等はありません。納税は簡単・便利な振替納税又はその他の納付方法(※)で納期限までに納付してください。

振替納税をご利用の方

事前に預貯金口座の残高をご確認ください。
※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

納税は簡単・便利な
振替納税(口座振替)で!

- 振替日に預貯金口座からの引落としにより自動的に納付ができます。
- 現金を持参する必要がなく安全です。
- 一度手続をすれば、翌年以降も継続して利用できます。

振替納税を始めるには

「振替依頼書」を納期限までに送信いただくだけです(初回のみ)。振替依頼書は、スマホやパソコンから押印なしにオンラインで送信できます。

※ PCでの提出は、<https://www.e-tax.nta.go.jp>からアクセスできます。

※ 「振替依頼書」を所轄の税務署に書面で提出することも可能です。(PDF/3,054KB)



スマホからの提出はこちら



入力要領はこちら



還付金のお支払いは申告書を提出されてから、1か月から1か月半程度時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。



※ その他の納付方法に、ダイレクト納付やクレジットカード納付、インターネットバンキング等による納付、スマホアプリ納付などがあります。詳しくは国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。

国税 納付手続

検索

国税の納付は スマホアプリ納付で!

New!

スマホアプリ納付とは?

スマートフォン決済専用のWebサイト(国税スマートフォン決済専用サイト)から、Pay払いを選択して納付する手続です。決済専用サイトに直接アクセスして納付できます。(※1)
なお、e-Taxで申告データを送信後、受信通知(納付区分番号通知)から決済専用サイトにアクセスして納付することもできます。

- 全ての税目で納付可能! (※2)
- いつでも、どこでも納付可能! (※3)
- 事前の届出不要!
- 決済手数料なし! (※4)

- ※1 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能
- ※2 印紙の貼付けを必要とする自動車重量税、登録免許税(いずれも強制徴収分以外)は利用できません。
- ※3 各決済アプリのシステムメンテナンスにより利用できない時間帯があります。
- ※4 ご利用にかかる通信料は自己負担となります。

利用可能なスマホアプリ決済



ご利用に当たっての注意事項

- 税務署や金融機関、コンビニの窓口で利用できません。
- 領収書は発行されません。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 一度の納付での利用上限金額は30万円です。(※5)
- ※5 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能金額が制限される場合があります。

ご利用手順-直接アクセスする場合-



※6 スマホアプリ納付の納付内容を後日確認することはできませんので、ダウンロードをお勧めします。

↓こちらからもアクセスできます



⚠️ **フィッシング詐欺にご注意ください!**

国税スマートフォン決済専用サイトへアクセスする際は、国税庁ホームページの「税の情報・手続・用紙>納税・納税証明書手続>国税の納付手続>スマホアプリ納付」からアクセスしてください。

